

各位

会 社 名	株 式 会 社 メ タ プ ラ ネ ッ ト
代 表 者 名	代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ (スタンダードコード: 3350)
問 合 せ 先	I R 部 長 中 川 美 貴
電 話 番 号	03-6772-3696

当社が2025年6月23日に発行した、EVO FUNDを割当先とする第20回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の2025年7月1日から2025年7月4日までの行使状況について、以下のとおりお知らせいたします。

また、当社は 2025 年 6 月 30 日付「第 19 回普通社債の発行及び第 3 回普通社債（保証付）の買入消却に関するお知らせ」で開示いたしました当社発行の第 19 回普通社債の一部繰上償還を行いましたので、合わせてお知らせいたします。

1.	銘柄名	株式会社メタプラネット第 20 回新株予約権
2.	2025 年 7 月 1 日以降の交付 株式数	8, 100, 000 株
3.	2025 年 7 月 1 日以降に行使 された新株予約権の数及び新 株予約権の発行総数に対する 行使比率	81, 000 個 (発行総数 1, 850, 000 個に対する割合 : 4. 38%)
4.	2025 年 6 月 30 日時点におけ る未行使新株予約権数	1, 310, 000 個 (131, 000, 000 株)
5.	現時点における未行使新株予 約権数	1, 229, 000 個 (122, 900, 000 株)

※発行総数に対する割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された新株予 約権の個数 (個)
	新株 (株)	移転自己株式 (株)		
7月1日 (火)	—	—	1,649	—
7月2日 (水)	5,000,000	—	1,572	50,000
7月3日 (木)	—	—	1,572	—
7月4日 (金)	3,100,000	—	1,572	31,000

※2025年6月25日時点における発行済株式数：654,714,340株（うち自己株式数：25,540株）

※2025年6月30日時点における発行済株式数は、654,714,340株（うち自己株式数：25,712株）であり、2025年7月4日までの間に、第20回新株予約権の行使により8,100,000株を新たに発行しており、2025年7月4日における発行済株式数は662,814,340株となっております。

7. 行使制限に関する状況（上場規程第 434 条に基づく行使制限の遵守状況）

① 全ての回号を合算した交付 株式数	② 発行の払込日時点における 上場株式数	③ 行使制限に係る行使比率 (①/②)
8, 100, 000 株	600, 714, 340 株	1. 35%

※行使制限に係る行使比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

(ご参考) 各回号の行使価額

	第 20 回	第 21 回	第 22 回
6 月 24 日 (火)	1, 388 円	1, 388 円	1, 388 円
6 月 25 日 (水)	1, 649 円	1, 665 円	1, 682 円
6 月 26 日 (木)	1, 649 円	1, 665 円	1, 682 円
6 月 27 日 (金)	—	—	—
6 月 30 日 (月)	—	—	—
7 月 1 日 (火)	1, 649 円	1, 665 円	1, 682 円
7 月 2 日 (水)	1, 572 円	1, 587 円	1, 603 円
7 月 3 日 (木)	1, 572 円	1, 587 円	1, 603 円
7 月 4 日 (金)	1, 572 円	1, 587 円	1, 603 円

※各本新株予約権の行使価額は、2025 年 6 月 25 日 (水) に初回の修正が行われ、以後、3 取引日が経過するごとに修正されます (以下、「修正日」といいます。)

行使価額は、修正条項に基づき、修正日に先立つ連続する 3 取引日の各取引日 (ただし終値が存在しない日を除きます。) における当社普通株式の普通取引終値の平均値に対し、第 20 回新株予約権については 100%、第 21 回新株予約権については 101%、第 22 回新株予約権については 102% を乗じた金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。ただし、当該金額が下限行使価額 (777 円) を下回る場合は、下限行使価額といたします。

なお、2025 年 6 月 30 日 (月) は、同年 9 月 1 日 (月) に予定している当社臨時株主総会の基準日に該当いたします。この場合、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により、本新株予約権の行使ができない期間 (基準日の 1 取引日前 [当日を含みます] から当該基準日 [当日を含みます] までの期間) においては、行使価額の修正は行われない旨、発行要項に規定されています。

そのため、2025 年 6 月 30 日 (月) には行使価額の修正は行われず、発行要項に基づき、当該基準日の 2 取引日後 (当日を含みます) に該当する 2025 年 7 月 2 日 (水) より、行使価額の修正が行われております。

・社債の繰上償還の概要

当社は、2025 年 6 月 30 日付「第 19 回普通社債の発行及び第 3 回普通社債 (保証付) の買入消却に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、償還期日を 2025 年 12 月 29 日として、第 19 回普通社債総額 30,000,000,000 円を EVO FUND に発行しておりましたが、この度、同社債の償還条項に基づきその一部である 6,000,000,000 円を繰上償還しております。なお、当償還原資は 2025 年 6 月 30 日付「資金使途の変更に関するお知らせ」にて開示したとおり、第 20 回乃至第 22 回新株予約権の行使によって調達した資金使途に含まれております。

以 上